

「職場における喫煙対策のための ガイドラインについて」

青森労働局労働基準部安全衛生課

1 はじめに

職場における喫煙対策については、平成8年2月21日付け基発第75号「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（以下「75号通達」という。）により、その推進に努めてきたところであり、その結果、事業場における喫煙対策の取組が増加する等一定の成果が得られているところでもあります。

今般、本年5月1日から施行された健康増進法（平成14年法律第103号）において、事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止対策を講ずることが努力義務化され、また、平成14年6月に、厚生労働省健康局において設置した分煙効果判定基準策定検討会において、分煙のための新たな判定の基準が提示されたところでもあります。

また、受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等の生理学的反応等に関する知見等が得られており、より適切な受動喫煙防止対策が必要とされています。

これらを背景として、職場の喫煙対策については、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、一層の受動喫煙防止の充実を図ることとするため、平成15年5月9日付け基発第0509001号「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（以下「新ガイドライン」という。）が新たに策定されたところでもあります。

以下「新ガイドライン」のポイントについて説明します。

2 「新ガイドライン」の概要

(1) 設備・施設対策

ア ポイント1 喫煙室の設置

可能な限り喫煙室を作り、非喫煙場所に煙が漏れないようにする。

喫煙室を設置することが難しい場合は喫煙コーナーを設ける。

喫煙コーナーは天井から吊り下げた板などによる壁、または衝立、防炎フィルムによる囲い等により非喫煙場所に対する開口面をできるだけ小さくする。

イ ポイント2 たばこの煙と臭いは屋外に排出

可能なかぎり局所排気装置または換気扇などのたばこの煙を吸引して屋外に排出する喫煙対策機器を設置する。

やむを得ず、空気清浄装置を設置する場合は適切に維持管理するとともに、換気に特段の注意を払う。

ウ ポイント3 職場の空気環境の測定

浮遊粉じん濃度	0.15mg/m ³ 以下
一酸化炭素濃度	10ppm以下
気流	0.2m/s以上

※気流は非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速である。

(2) 喫煙対策の推進体制の確立

ア ポイント1 喫煙対策の推進計画の策定

職場における喫煙の実態、職場の空気環境の測定結果、喫煙に関する労働者の意見等の把握により、喫煙についての現状とその問題点を明確にし、その問題点を解決する具体的な方法等について、当面の計画及び中長期的な計画を策定する。

これらの計画については経営首脳者の指導の下に、確実に実施できるものとする。

イ ポイント2 喫煙対策の推進体制の整備

喫煙対策を円滑に実施するため、衛生委員会等の下に「喫煙対策委員会」を設置し、喫煙対策の具体的な進め方、喫煙行動基準等を検討し、衛生委員会等に報告する。

ウ ポイント3 喫煙対策の担当部課等の設置

喫煙対策の担当部課やその担当者を定め、喫煙対策委員会の運営、喫煙対策に関する相談、各職場における喫煙対策の進捗状況の定期的把握及び改善の指導等喫煙対策全般についての事務を所掌させる。

エ ポイント4 喫煙に関する教育等の実施

- 管理者や労働者に対して、受動喫煙による健康への影響、喫煙対策の内容、喫煙行動基準等に関する教育や相談を行い、喫煙対策に対する意識の高揚を図る。

(3) その他喫煙対策を進める上での留意事項

ア 喫煙者と非喫煙者の相互理解

喫煙対策を円滑に推進するため喫煙者と非喫煙者の双方が相互の立場を十分に理解する必要がある。

イ 妊婦等への配慮

妊婦及び呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者については、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念があることから、空間分煙の徹底を行う等により、これらの者に格別の配慮を行う。

ウ 喫煙対策の周知

喫煙対策の周知を図るため、ポスターの掲示、パンフレットの配布、禁煙場所の表示等を行う。これらにより外来者に対しても喫煙対策への理解と協力を求める。

エ 情報の提供等

喫煙対策の担当部課等は、各職場の喫煙対策の推進状況、喫煙対策事例、受動喫煙による健康への影響に関する調査研究等の情報を収集し、これらの情報を衛生委員会等に適宜提供する。

平成15年度安全衛生優良事業場表彰について

安全衛生水準の高い事業場、また、その向上が著しい事業場及び安全衛生活動に功績のあった方などに対し、去る7月1日、青森市の青森厚生年金会館において厚生労働大臣賞の伝達と青森労働局長賞の表彰が行われました。受賞された方々は次のとおりです。おめでとうございます。

種 別	事 業 場 等 名 称 ・ 所 在 地		備 考
厚生労働大臣賞	功 績 賞	山 崎 徳四郎（社団法人日本造橋協会青森県支部、上十三橋建設協会員） 十和田市西三番町3-17	
青森労働局長賞	優 良 賞	鹿島・佐藤・青森建設工事共同企業体（八重田浄化センター横断・融雪処理橋土木建築工事） 青森市八重田1丁目1-1	（安全・有期事業）
		鉄建・大成・ユニオン建設工事共同企業体（東北幹八戸駅新設他工事） 八戸市市内町横市内矢野31-1	（安全・有期事業）
		上北農産加工農業協同組合 十和田市相坂小林84-14	（安 全）
		前田・関・飛鳥・竹中・三井・六ヶ所共同企業体（庄内清・屋外基礎工事（その10・第3工区）） 上北郡六ヶ所村大字尾根字沖河	（安全・有期事業）
	奨 励 賞	株式会社青森製作所 青森市町木字山口245-8	（衛生・健康確保）
		リバー電子株式会社 南津軽郡平賀町大字石見字藤田38-1	（衛生・健康確保）
		八戸臨海鉄道株式会社 八戸市一番町1丁目3-1	（安 全）
		中栄コンクリート工業株式会社 八戸市河原木長門防堀56-1	（衛生・快適職場）
		株式会社工藤内建設 五所川原市豊成字田子ノ浦80-1	（安 全）
		有限会社豊建設 三沢市南町3丁目31-2502	（安 全）
		株式会社島山土木工業 上北郡六ヶ所村大字倉内字宮前287	（安 全）
	団 体 賞	むつ下北地区電気工事事業災害防止対策協議会 むつ市小川町2丁目3-7	
	功 績 賞	古 館 悦二郎（上十三地区木造家屋建築工事安全対策協議会長） 十和田市三本木字千歳森292-7 十和田職業能力開発校内	
		宮 家 善 晴（林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部むつ分会員） むつ市金谷1丁目2-32	
	安全衛生推進賞	新 内 敏 子（青森県協全館管理委員会保健委員） 青森市大野字前田87-11	
		貴 岡 謙 康（社団法人西北労働基準協会安全衛生部会委員） 五所川原市大字善登柳字藤巻495-3	

職場における母性健康管理について

青森労働局雇用均等室

近年、女性の職場進出が進み、妊娠中又は出産後も働き続ける女性が増加しています。先に発表されたように、平成14年の合計特殊出生率が全国1.32、青森県1.44と少子化が一層進展している中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子供を産むことができる条件を整備することは大変重要な課題です。

男女雇用機会均等法は、事業主に対して、妊娠中又は出産後の女性労働者が保健指導や健康診査を受けるための時間を確保すること、必要な場合にはその女性労働者が医師や助産師の指導事項を守ることができるように勤務時間の変更等の必要な措置の実施を求めています。

母性健康管理の環境整備

職場の母性健康管理は、女性労働者が妊娠してから始まるものではなく、女性労働者が安心して子供を産むことができるよう、

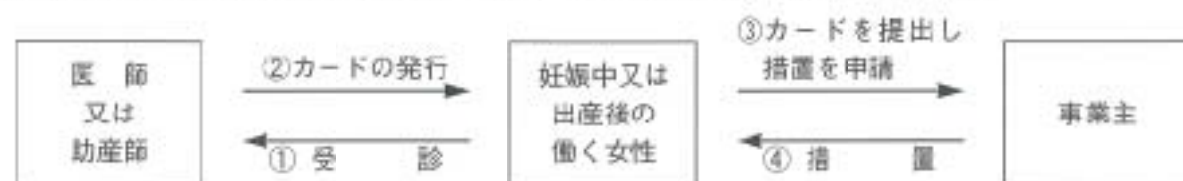
- * 母性健康管理に必要な制度や設備を整える
 - * 女性労働者だけでなく、上司や職場の同僚等に対して、母性健康管理の重要性や配慮すべき事項、制度の内容について周知する
 - * 女性労働者、妊産婦には就かせてはならない業務、妊産婦にとって負担の大きい業務等、社内の業務を点検する
- など、日頃からの環境整備が求められます。

母性健康管理指導事項連絡カードの利用

事業主が、妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、母性健康管理の措置を適切に講じるためには、医師又は助産師による指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も重要です。

その際、「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用をお勧めしております。使用方法是以下のとおりです。

1. 医師又は助産師は、妊娠中又は出産後の働く女性に対して、健康診査等の結果、通勤緩和や勤務時間短縮等の措置が必要であると認められる場合、必要な事項を記入して渡します。
2. 妊娠中又は出産後の働く女性は、事業主に本カードを渡します。
3. 事業主は、本カードの記入事項に従って通勤緩和や勤務時間短縮等の措置を講じます。



- * 本カードは、厚生労働省ホームページ (<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/hourei/20000401-25-1.htm>) からダウンロードすることができます。詳しくは青森労働局雇用均等室 (TEL 017-734-4211、FAX 017-777-7696) までどうぞ。